

平成二十年五月十三日受領  
答弁第三五三号

内閣衆質一六九第三五三号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による北方領土におけるレーダー誘導装置等の設置に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による北方領土におけるレーダー誘導装置等の設置に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の記事については、外務省として承知している。北方四島における空港の整備に関する事業が、平成十八年八月にロシア連邦政府が承認した「二千七年から二千十五年までのクリル諸島（サハリン州）社会・経済発展」連邦特別プログラム」に含まれていることは承知している。他方、北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロシア連邦が法的根拠なくして占拠しており、我が国は、現在、御指摘の「計画」について詳細に把握することが事実上できない状況にあることから、外務省として、評価を述べることは困難である。

四から八までについて

北方四島がロシア連邦により不法占拠されている状況が、昭和二十年以降六十年以上を経て本質的に変わっていないことは誠に遺憾であり、外務省としては、このような現状を打破するため、ロシア連邦との間で北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、引き続きロシア連邦政府との間

で交渉する考えである。

また、外務省としては、ロシア連邦が北方四島を不法に占拠している現状において我が国の企業が北方四島において活動を行うことは、その具体的内容、態様等があたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提としたかのごときものであれば、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないと考える。